



第4号様式

流財活第109号
令和4年3月4日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部財産活用課	意見	所管している行政財産使用料条例において、1月以上の建物の使用に係る使用料に消費税相当額を加算していなかった事例等が散見されるなど、各課において統一的な運用ができていなかった。使用料の算出方法が全庁的に統一されるよう対策を講じられたい。	令和4年1月5日付けで行政財産使用料に係る消費税の取扱い、令和4年3月4日付けで行政財産使用料条例に係る使用料算出について各課連絡にて全庁に通知を行いました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。